

## 宇治市地域福祉推進委員会計画策定作業部会設置要項

(目的及び設置)

第1条 本市における地域福祉計画次期計画（以下「次期計画」という。）を策定し、もって地域福祉の推進を図るため、宇治市地域福祉推進委員会計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 作業部会の任務は次のとおりとする。

- (1) 宇治市地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）で検討する資料の作成
- (2) 推進委員会で検討する次期計画の素案の作成
- (3) 上記のほか、推進委員会から指示のあった作業
- (4) 推進委員会への作業結果の報告
- (5) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 作業部会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 推進委員会の市民公募委員
- (4) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次期計画策定完了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 作業部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、作業部会を代表し、会務を総括する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(部会)

第6条 作業部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその進行を行う。

(意見の聴取等)

第7条 部会長は、作業部会において必要があると認めるときは、委員以外の者から、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 作業部会の事務局は、健康福祉部地域福祉室地域福祉課に置く。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、作業部会の運営、その他必要な事項は、部会長が推進委員会委員長と協議の上定める。

## 附 則

- 1 この要項は、平成21年11月17日から施行する。
- 2 この要項の施行後最初の作業部会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、市長が行う。

## 宇治市地域福祉推進委員会計画策定作業部会委員名簿

&lt;敬称略&gt;

分野	氏名	所属等	備考
学識経験者	さか い くみ こ 酒 井 久美子	京都ノートルダム女子大学 准教授	部会長
社会福祉関係者	おく にし りゅう ぞう 奥 西 隆 三	宇治市民生児童委員協議会	
社会福祉関係者	いけ だ まさ ひこ 池 田 正 彦	宇治市福祉サービス公社	
社会福祉関係者	おか の えい いち 岡 野 英 一	宇治市社会福祉協議会	部会長代理
宇治市地域福祉推進 委員会の市民公募委員	こ まつ かず こ 小 松 一 子	市民公募委員	
宇治市地域福祉推進 委員会の市民公募委員	はら やす ひこ 原 保 彦	市民公募委員	
市職員	なか じま まさ はる 中 島 政 治	宇治市健康福祉部	~平成22年3月31日
	と ね やす ひろ 戸 根 安 広		平成22年4月1日~